第百四十一条第一項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第四項中「から第三十八条まで」を「、第三十七条、第三十八条」に改める。

第百四十二条第一項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第二項中「から第三十八条まで」を「、第三十七条、第三十八条」に改める。

第百四十三条第一項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同条第四項中「から第三十八条まで」を「、第三十七条、第三十八条」に改める。

第百四十四条第一項中「第二十条」を「第二十条第一項」に改め、同項第一号中「かご」を「籠」に改める。

第百四十四条の二の二中「第百三十七条の十八第二項」を「第百三十七条の十九第二項」に改める。

第百四十八条第二項第一号中「第六条の二第十一項及び第十二項」を「第六条の二第六項及び第七項」に、「第十八条第二十三項」を「第十八条第二十五項」に改め、同項第二号中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改める。

第百五十条中「第百四条第一号」を「第百五条第一号」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

**第二条**　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十七中「第二十三項」を「第二十五項」に改める。

別表第一建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の項中「第八条の二第一項」の下に「（第八条の五第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

**第三条**　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改める。

第三条第一項第二号中「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に改める。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

**第四条**　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正）

**第五条**　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「第十八条第十六項」を「第十八条第十八項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

（国土交通大臣の認定に関する経過措置）

**第二条**　この政令の施行前に第一条の規定による改正前の建築基準法施行令（次項において「旧令」という。）第百十五条の二の二第一項第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造は、第一条の規定による改正後の建築基準法施行令（次項において「新令」という。）第百二十九条の二の三第一項第一号ロの規定による国土交通大臣の認定を受けているものとみなす。

2　この政令の施行前に旧令第百十五条の二の二第一項第四号ハの規定による国土交通大臣の認定を受けた構造は、新令第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)の規定による国土交通大臣の認定を受けているものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第三条**　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

---

建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

---

**政令第十二号**

建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

建築士法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年六月二十五日とする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

---

建築士法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

---

**政令第十三号**

建築士法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十二号）の施行に伴い、及び建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三の三第四項において準用する同法第二十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築士法施行令の一部改正）

**第一条**　建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第二条中「第十条の二第五項」を「第十条の二第六項」に改める。